

輸出管理内部規程の届出等について

輸出注意事項17第9号・平成17・02・23貿局第6号
平成17年2月25日 貿易経済協力局
最終改正 輸出注意事項2023第3号・20230301貿局第4号
令和5年3月6日 経済産業省貿易経済協力局

経済産業大臣は、輸出関連法規の遵守徹底について（昭和62年9月7日付け62貿第3605号）及び不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて（平成6年6月24日付け6貿第604号）に基づき、我が国における安全保障貿易管理制度に対する信頼性・透明性をより一層高める観点から、これまで多くの輸出関連企業等から輸出関連法規の遵守に関する内部規程（以下「輸出管理内部規程」という。）の届出を受けてきた。

この度、我が国における安全保障貿易管理制度に係る技術取引規制の見直し、罰則強化等の措置を講ずるため、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）が改正されたところ。これに伴い、外為法に新たに導入された輸出者等遵守基準（外為法第55条の10第1項の輸出者等遵守基準をいう。以下同じ。）を輸出管理内部規程が満たすことを確保するため、輸出管理内部規程及び輸出者等概要・自己管理チェックリストの届出等並びに経済産業省ホームページにおける公表等について、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1 輸出管理内部規程の新規届出について

輸出管理内部規程を新規に経済産業大臣に届け出る場合には、以下の資料（①から④まで）を各1通ずつ下記7あてに提出すること。輸出管理内部規程とは、外為法を始めとする輸出関連法規（以下「外為法等」という。）の遵守事項（別紙1に定めるもの。以下「外為法等遵守事項」という。）をすべて含む内部規程（複数の規程によって構成されるもの、輸出管理以外の事項をも包含するもの、規程の一部について他者の輸出管理内部規程を引用し、又は準用して読み替えるものを含む。）をいう。

- ① 輸出管理内部規程【様式任意】
- ② 輸出管理内部規程の届出について【様式1】
- ③ 輸出管理内部規程総括表【様式2】
- ④ 輸出者等概要・自己管理チェックリスト【様式3】

輸出管理内部規程が経済産業大臣に受理され、かつ、本通達の内容を満たすと認められる場合には、届出者に対して「輸出管理内部規程受理票【別紙2】」及び「輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票【別紙3】」が発行される。

2 届出済みの輸出管理内部規程の内容変更の届出について

既に「輸出管理内部規程受理票【別紙2】」が発行された輸出管理内部規程について、その内容を変更した場合には、以下の資料（⑤から⑦まで）を各1通ずつ下記7あてに提出すること。

- ⑤ 輸出管理内部規程【様式任意】
- ⑥ 輸出管理内部規程の内容変更届【様式4】
- ⑦ 輸出管理内部規程総括表【様式2】

内容を変更した場合に下記7あてに提出された輸出管理内部規程が経済産業大臣に受理され、かつ、本通達の内容を満たすと認められる場合には、届出者に対して「輸出管理内部規程受理票【別紙2】」が発行される。なお、新たに発行された「輸出管理内部規程受理票【別紙2】」を受理した届出者は、内容変更前に発行された「輸出管理内部規程受理票【別紙2】」を遅滞なく下記7あてに返却すること。

輸出管理内部規程の届出を取り下げの場合には、「輸出管理内部規程の取下げ届【様式5】」を下記7あてに1通提出すること。

3 輸出者等概要・自己管理チェックリストの届出について

「輸出管理内部規程受理票【別紙2】」が発行されている企業等は、毎年7月1日から7月31日までの間に、以下の資料⑧を下記7あてに1通提出すること。また、経済産業省のホームページに輸出者等の名称等が公表されていない輸出者等であって、名称等の公表を希望する者は資料⑨を併せて1通提出すること。

- ⑧ 輸出者等概要・自己管理チェックリスト【様式3】
- ⑨ 輸出管理内部規程の実施状況の公表について（宣言）【様式6】

「輸出者等概要・自己管理チェックリスト【様式3】」が経済産業大臣に受理され、かつ、本通達の内容を満たすと認められる場合には、届出者に対して「輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票【別紙3】」が発行される。

4 輸出管理内部規程受理票及び輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票の記載事項の内容変更の届出について

「輸出管理内部規程受理票【別紙2】」及び「輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票【別紙3】」に記載された内容に変更があった場合には、「受理票の記載事項に係る変更届【様式7】」を下記7あてに1通提出すること。また、既に経済産業省ホームページに輸出者等の名称等が公表されている者にあつては、「輸出管理内部規程の実施状況の公表について（宣言）【様式6】」を併せて1通提出すること。

「輸出管理内部規程受理票【別紙2】」及び「輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票【別紙3】」の記載事項に変更が生じた場合に下記7あてに提出された「受理票の記載事項に係る変更届【様式7】」が経済産業大臣に受理された場合には、届出者に対して「輸出管理内部規程受理票【別紙2】」及び「輸出者等概要・自己管理

チェックリスト受理票【別紙３】」が発行される。なお、新たに発行された「輸出管理内部規程受理票【別紙２】」及び「輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票【別紙３】」を受理した届出者は、内容変更前に発行された「輸出管理内部規程受理票【別紙２】」及び「輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票【別紙３】」を遅滞なく下記７あてに返却すること。

５ 合併、会社分割、事業譲渡等の組織上変化があった場合の取扱い

合併、会社分割、事業譲渡等の組織上変化があった場合には、上記２のとおり対応すること。ただし、存続する輸出者等が「輸出管理内部規程受理票【別紙２】」を発行された輸出者等でない場合には、上記１のとおり対応すること。

６ 輸出者等の名称等の公表等について

経済産業省は、輸出者等遵守基準並びにリスト規制、大量破壊兵器キャッチオール規制及び通常兵器補完的輸出規制に対応し、かつ、監査を実施し、自らの輸出管理体制の運用状況が適切であるとして「輸出管理内部規程の実施状況の公表について（宣言）【様式６】」を下記７あてに提出した輸出者等については、「輸出管理内部規程受理票【別紙２】」及び「輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票【別紙３】」

（ただし、過去13か月以内に発行されたものに限る。）が発行された場合、当該輸出者等の法人番号、名称、所在地及びホームページのアドレス（和・英）を経済産業省のホームページにおいて公表する。ただし、公表後において、輸出管理体制の運用状況が適切でない点があることが確認されたときは、輸出管理体制の運用状況が適切であると新たに認められるまでの間、経済産業省のホームページから削除する。

なお、公表を希望しなくなった場合は、その旨を記載した書面（様式自由）を下記７あてに１通提出すること。

７ 資料の提出先及び本件問合せ先：

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部
安全保障貿易管理課 安全保障貿易検査官室 指導担当
住 所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
TEL 03-3501-2841

e-mail bz1-qqfcbh@meti.go.jp

（注）下記８の規定のとおり、令和４年５月１日以降は、電子申請により行うものとするが、８（１）ただし書に該当する場合は、上記の提出先に郵送により提出することができる。

8 電子申請

(1) 上記1から6までの規定にかかわらず、令和4年5月1日以降は、次のいずれかの方法（以下「電子申請」という。）により届出を行うこと（上記2及び4の規定による受理票の返却を除く。）。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると安全保障貿易管理課安全保障貿易検査官室が認める場合は、この限りでない。

① 「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成12年3月31日付け平成12・03・17貿局第4号・輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）に定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行う方法

② 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メールをいう。）による送信
（送信先）

輸出管理内部規程に関する届出：bz1-CP@meti.go.jp

輸出者等概要・自己管理チェックリストに関する届出：bz1-CL@meti.go.jp

(2) (1) により届出が受理され、かつ、本通達の内容を満たすと認められる場合には、当該届出者に対して「輸出管理内部規程受理票【別紙2】」又は「輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票【別紙3】」（(3)において「受理票」という。）を(1)①に規定する電子情報処理組織又は電子メールにより送信する。

(3) その他

① 上記2及び4の規定により返却する受理票は、上記7宛てに郵送すること。

② (2) の規定により、新たな受理票を受理した届出者は、当該届出前に書面で発行された受理票を、上記7宛てに郵送にて返却する。ただし、旧受理票が(2)の規定により送信されたものである場合は、当該届出者が新たな受理票を受信した時点で当該旧受理票は効力を失うものとし、その返却は不要とする。

附 則（令和5年3月6日 輸出注意事項2023第3号）

この通達は令和5年3月6日から施行する。